

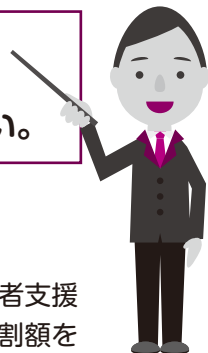
国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 平成29年7月15日

～平成29年度の国民健康保険税について～

【7月中旬に平成29年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】

発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。
7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。



国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者(0歳～75歳未満)について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額・平等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

平成29年度 税率表

区分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(*所得-基礎控除33万円)×8.0%	(*所得-基礎控除33万円)×2.0%	(*所得-基礎控除33万円)×2.4%
均等割額	1人あたり25,200円	1人あたり7,200円	1人あたり8,400円
平等割額	1世帯24,000円	1世帯6,000円	1世帯6,000円
課税限度額	54万円	19万円	16万円

*前年中の所得を基準としています。

保険税の納付は忘れなく

保険税は国民健康保険加入者の医療費にあてられる大切な財源です。納税通知書が届いたら、通知書に記載の納付場所で、納期内にお納めください。なお、普通徴収(年金天引き以外)の人は、預金口座から自動的に納めることのできる口座振替をぜひご利用ください。

口座振替をご利用の際は、〈口座振替依頼書・自動払込利用申込書〉に、

- ・口座番号 ・通帳に使用している印鑑
 - ・保険証の右上に記載されている記号番号『奈3・○○○○○○』の部分
- 等をご記入いただき、その口座のある金融機関窓口へ申請してください。(※口座振替をご利用された場合、「口座振替済のお知らせ」を税務申告の時期に合わせて、翌年の1月頃に発送します。)

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

平成 29 年 8 月から

70 歳以上の人の 高額療養費の自己負担限度額が変わります。

高額療養費制度とは、医療機関等がかかった医療費が高額になったときに、年齢や所得に応じて決まる限度額までの支払いですむ制度です。平成 29 年 8 月から、70 歳以上の人の限度額が下記のように変わります。

70 歳以上の人の限度額（月額）

平成 29 年 7 月診療分まで

所得区分	外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円 ※ + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月診療分

所得区分	外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	57,600 円	80,100 円 ※ + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	14,000 円 (年間上限は 144,000 円)	57,600 円 ※
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※過去 12 か月間に世帯単位の限度額を超えた月が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円が限度額となります。
●所得区分について、詳しくは国民健康保険パンフレット等をご覧ください。

70 歳未満の人の限度額（月額）

※これまでと変更ありません。

所得区分	世帯単位
901 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%
600 万円を超え 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%
210 万円を超え 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
210 万円以下	57,600 円
住民税非課税世帯	35,400 円

●所得区分について、詳しくは国民健康保険パンフレット等をご覧ください。

国民健康保険限度額適用認定証				
交付年月日 平成××年8月1日				
記号	奈 3	番号	099999	
世帯主	住所	大和郡山市北郡山町 2 4 8 番地 4		
氏名	郡山 太郎	性別	♀ 女	
適用対象者	氏名	郡山 太郎	性別	♀ 女
生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日			
発効期日	平成××年 8 月 1 日			
有効期限	平成〇〇年 7 月 31 日			
適用区分	ウ			
保険者番号	2 9 0 0 3 1			
並びに	奈良県大和郡山市北郡山町 2 4 8 番地 4			
保険者の	大和郡山市			
名称及び印	(連絡先 0743-53-1151)			

医療費が高額になると見込まれるときは、 限度額適用認定証の交付申請を。

上表の限度額を記載した「限度額適用認定証」を医療機関等で提示することによって、医療機関等で支払う金額は限度額までとなります。認定証はあらかじめ市役所へ申請し、交付を受けてください。

対象者

- 保険税を完納している 70 歳未満の人
- 70 歳以上で非課税世帯の人

※70 歳以上で課税世帯の人は、高齢受給者証の提示により、限度額までの支払いとなりますので、認定証は必要ありません。

交付の申請に必要なもの

- ①保険証 ②印鑑

有効期限

申請月の 1 日～7 月 31 日

※認定証の有効期限を過ぎた場合、自動的に更新されません。
8 月 1 日以降も認定証が必要な場合は、更新の手続きをしてください。

認定証の提示がない場合は、手続きにより限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

支給の可能性があるときは、受診から約 3～4 ヶ月後にお知らせをお送りしますので、手続きをしてください。

新しい高齢受給者証をお送りします。

70 歳～74 歳（昭和 17 年 8 月 2 日～昭和 21 年 8 月 1 日生）の人に、高齢受給者証を交付します。自己負担割合が記載されていますので、内容を確認していただき、医療機関等を受診するときは、保険証と一緒に提示してください。